

## 介護支援専門員自己チェックリスト及びケアプランチェックリストについて

### 1 目的

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）の基本方針において、施設サービス計画に基づいて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないとされており、施設サービス計画に自立支援を旨とした内容を位置付けることが重要となっている。

そこで、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が、「介護支援専門員自己チェックリスト」及び「ケアプランチェックリスト」を活用して、介護支援専門員が遵守すべき運営基準及び自立支援の観点からの施設サービス計画の作成について自らチェックを行い、未実施事項や不備等について把握し、施設サービス計画の質の向上を図るために使用する。

### 2 使用方法

- (1) 計画作成担当の介護支援専門員毎に、6 ヶ月に一度等、定期的に施設サービス計画変更時やサービス担当者会等の機会を活用して、介護支援専門員自己チェックリスト及びケアプランチェックリストを作成し自己評価を行い、未実施事項や不備等があれば改善を行う。
- (2) 施設長やサービスの提供に当たる他の担当者等が自己評価結果を確認し、未実施事項や不備等について施設全体で共有し、サービス担当者会等の機会を活用して、担当者間で検討のうえ、改善を行う。

### 3 記載方法

- (1) 「チェック欄」には、計画作成担当の介護支援専門員毎に担当している計画作成状況全般を考慮し、確認事項又はチェックポイントについて、実施状況に応じて○×等を記載する。
- (2) 介護支援専門員自己チェックリストについては、「できていない状況や理由欄」には、チェック欄で△や×の記載となった場合、できていない状況や理由を具体的に記載する。